

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第41回）議事要旨  
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成27年9月18日（金） 13:30～14:13

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）木村元昭，新関輝夫，田邊宜克，土持敏裕，野口郁子（敬称略。  
五十音順）

（庶務）中島総務課長，杉光総務課課長補佐

（説明者）永渕事務局長

4 議題

- (1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について
- (2) 平成28年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

130 9月8日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について  
（通知） ※添付省略

131 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（検察庁あて）

132 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（弁護士会あて）

6 協議等

- (1) 福岡地域委員会地域委員長の選任について  
新関委員（委員長代理）の進行により，川口前地域委員長の退任に伴い，後任の福岡地域委員会地域委員長を下級裁判所裁判官指名諮問

委員会規則第16条により互選することとされた。

委員から、木村委員を委員長に推薦するとの意見が述べられ、全員一致で木村委員が委員長に選任された。

木村委員長は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条2項で準用する同規則第8条3項に基づき、新関輝夫委員を委員長代理に指名した。

(2) 平成28年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、指名諮問委員会から指名候補者（当委員会関係では、平成28年上半期の再任（判事任命）候補者のみ）の情報収集を行い、その結果を11月11日（水）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明の上、平成28年上半期の再任（判事任命）候補者に関して、審議資料131及び132の依頼文書を発出して情報収集を行う旨説明されたところ、委員から、次のとおり意見が述べられた。

- ・ 検察庁宛の依頼文書も弁護士会宛の依頼文書も記載内容は同じであるべきだと思う。この点、弁護士会宛の依頼文書である審議資料132の下から8行目以下の記載（「おって、」以下の記載）は、必要ないのではないか。この点については、従前から議論されていることは承知しているが、九州沖縄地区の弁護士会は、弁護士からの情報を取りまとめることはしていないし、段階評価式アンケートによる情報収集結果を地域委員会に情報提供するようなことも全くしていない。さらに、指名諮問委員会が発足して12年も経ち、審議資料132の「おって、」以下に記載されている点については、九州沖縄地区の弁護士会は当然認識している。それにも関わらず、「おって」以下の記載を残すのはいかなものか。

また、情報提供の依頼文書は地域委員長名で発出するのであるから、その地域の実情に応じて依頼文を作成してよいのではないか。すなわち、指名諮問委員会からの指示があるとしても、九州沖縄地区では、「おって、」以下に記載されているような実態がないのであるから、記載する必要はないのではないか。

- ・ 指名諮問委員会が懸念することも分からないわけでないが、弁護士会で段階評価式アンケートによる情報収集結果を地域委員会に情報提供するようなことはないとの認識があり、かつ、九州沖縄地区の弁護士会でそういう実態がないのであれば、「おって、」以下の記載は削除してもよいと思う。
- ・ これまでに、九州沖縄地区の弁護士会から、段階評価式アンケートによる情報収集結果が福岡地域委員会に情報提供されたことはあるのか、庶務にお尋ねしたい。

この点につき、庶務から、少なくともこの1年間は、そのような事実はない旨説明された。引き続き、委員から、以下のとおり意見が述べられた。

- ・ 弁護士会は、段階評価式アンケートを実施しているのか。
- ・ 任意の活動として段階評価式アンケートを実施している弁護士会はある。その結果を集計して、弁護士会の会報に掲載したり、裁判所が受け取るか受け取らないかは別として、参考のために裁判所に送付することはある。しかしながら、アンケート結果を地域委員会に提出することはしていない。
- ・ アンケート結果を地域委員会に提出することはないにしても、アンケートを実施しているのであれば、注意喚起として、「おって」以下の記載を削除しなくてよいのではないか。
- ・ 注意喚起であれば、検察庁宛の文書にも同じ記載をするべきであ

る。

- ・ 個人的には、弁護士会が、弁護士からの情報の取りまとめも、地域委員会に段階評価式アンケートによる情報収集結果の提出もしていなのであれば、他の地域委員会の依頼文書と記載が異なっても特に問題はないと考えるが、今回は、従前のままの記載で依頼文書を発出することにして、これまでに出了意見を議事録に残すことにしてはどうか。

以上の意見が出たが、審議の結果、今回は、審議資料 1 3 1 及び 1 3 2 のとおり、再任（判事任命）候補者の依頼文書を発出することとなった。

次に情報収集の依頼先について、委員から、以下のとおり意見が述べられた。

- ・ 提出される意見は、多ければ多いほうが良い。これまでの取扱いでは、現任庁に対応する弁護士会のみ情報収集の依頼をしているが、提出される意見が少ないので、より広く情報収集の依頼をしてはどうか。九州沖縄全県の弁護士会に情報収集の依頼をすれば、より多くの意見が提出されるのではなかろうか。
- ・ 裁判官は経験を積むことによって成長するから、過去の勤務時の古い情報はあまり有益な情報とは言えないのではないか。したがって、情報収集の依頼先は現任庁に対応する弁護士会のみでよいと考える。
- ・ 古い情報は、当時、そのようなことがあったということで判断されるのであるから、それなりに意味がある。再任や判事任命に関しては、裁判官の人事評価をもとに審議されているのだろうが、折角、地域委員会が情報収集をして、裁判所外部からの意見も参考にするという制度があるのであるから、外部からの意見がもっと多く提出

されるようにすべきである。

- ・ 情報収集の依頼先は統一する必要があると考える。仮に、先ほどの意見のように、他の地域委員会と異なり、福岡地域委員会だけが、管内全県の弁護士会に情報収集の依頼をするとすると、公平性の観点から問題がある。
- ・ 情報収集の依頼先をどの範囲にするかという問題は、地域委員会で議論すべき問題ではなく、指名諮問委員会で議論すべき問題であるとする。

次に、情報収集の依頼方法に関して、委員から、以下のとおり意見が述べられた。

- ・ より多くの情報を収集するための工夫として、他の地域委員会では、依頼文書を送付する際に、料金後納の返信用封筒を添付する取扱いもあると聞いており、参考になると思われる。

## 7 報告事項

庶務から、次のとおり報告された。

7月3日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

### (1) 判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係

判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係については、判事任命願又は再任願を提出した110人のうち、その後、出向した3人を除く、107人について審議が行われ、いずれも指名適当との答申になった。

### (2) 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した1人について審議が行われ、指名不適当との答申になった。

## 8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第42回）の期日が、次のとおり指定された。

10月30日（金）午後1時30分